

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 解除の理由

野尻湖漁業協同組合から漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除申請があり、長野県内水面漁場管理委員会において逸出防止策が講じられていると認められたため。

内水面漁場管理委員会事務局

長野県内水面漁場管理委員会指示第15号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成24年3月22日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖野 外輝夫

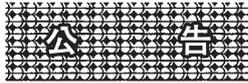
1 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きてきたまこいを持ち出してはならない。

2 指示の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

内水面漁場管理委員会事務局



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ飯田駅前店

飯田市東和町2丁目35

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ユニー株式会社

愛知県稲沢市天池五反田町1

3 変更事項

駐車場の収容台数

| | 変更前 | 変更後 |
|----|------|------|
| 1 | 10台 | 50台 |
| 2 | 17台 | 17台 |
| 3 | 84台 | 38台 |
| 合計 | 111台 | 105台 |

4 変更年月日

平成24年11月10日

5 届出年月日

平成24年3月9日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年3月22日から平成24年7月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

おいしい信州ふード（風土）プロジェクト推進業務委託（緊急雇用創出事業）

(2) 業務内容

本業務は、「おいしい信州ふード（風土）」宣言に掲げる「プレミアム」、「オリジナル」及び「ヘリテイジ」の3つの付加価値の定着に向けた活動を強力に推進することで、認知度向上に取り組む、高いローカルの価値を持つ信州産農畜産物のブランド力の構築と消費拡大を図るものです。

業務の詳細は、おいしい信州ふード（風土）プロジェクト推進業務委託プロポーザル仕様書によります。

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(4) 長野県庁等で行う説明会、プレゼンテーション及び業務遂行のための打合せに参加できる者であること。

3 選定基準及び評価基準

(1) 提案者の選定基準

企画内容、運営能力及び見積金額等をおいしい信州ふード(風土)プロジェクト推進業務委託候補者選定委員会において審査し、総合的に最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を委託候補者として選定します。

(2) 提案書の評価基準

- ア 提案内容の妥当性
- イ 提案内容の斬新性・独創性
- ウ 費用の妥当性
- エ 業務履行の確実性

4 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
 (県庁専用郵便番号 380-8570)
 長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室
 電話 026 (235) 7216

5 参加申込書の提出期限及び方法

- (1) 提出期限 平成24年3月29日(木) 正午
- (2) 提出方法 郵送、ファックス又は持参による

6 説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年3月30日(金) 午前11時から
- (2) 場所 長野保健所 303会議室

7 企画提案等の提出及び方法

- (1) 提出期限 平成24年4月13日(金) 正午(必着)
- (2) 提出方法 郵送又は持参による

8 その他

- (1) 詳細は、「おいしい信州ふード(風土)プロジェクト推進業務公募要領」によります。
- (2) 申請に係るファイル類は「おいしい信州ふード(風土)ネット」(<http://www.oishii-shinshu.net/>)内にあるので、必要なものを適宜ダウンロードしてください。

農業政策課農産物マーケティング室

長野都市計画火葬場 長野市火葬場

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、茅野都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成24年4月14日（土）午前10時から
- (2) 場所 茅野市役所 議会棟1階 大会議室（茅野市塚原二丁目6番1号）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路の変更案（別紙素案のとおり）

3・5・15号上川橋線

平成16年長野県告示第322号で決定された計画の一部について、交差点形状、幅員及び区域の一部を変更します。

- (2) 変更案の閲覧

公告日から平成24年4月5日（木）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

- (2) 公述申出期間

公告日から平成24年4月5日（木）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。）

- (3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県諏訪建設事務所整備課又は茅野市都市計画課

- (4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

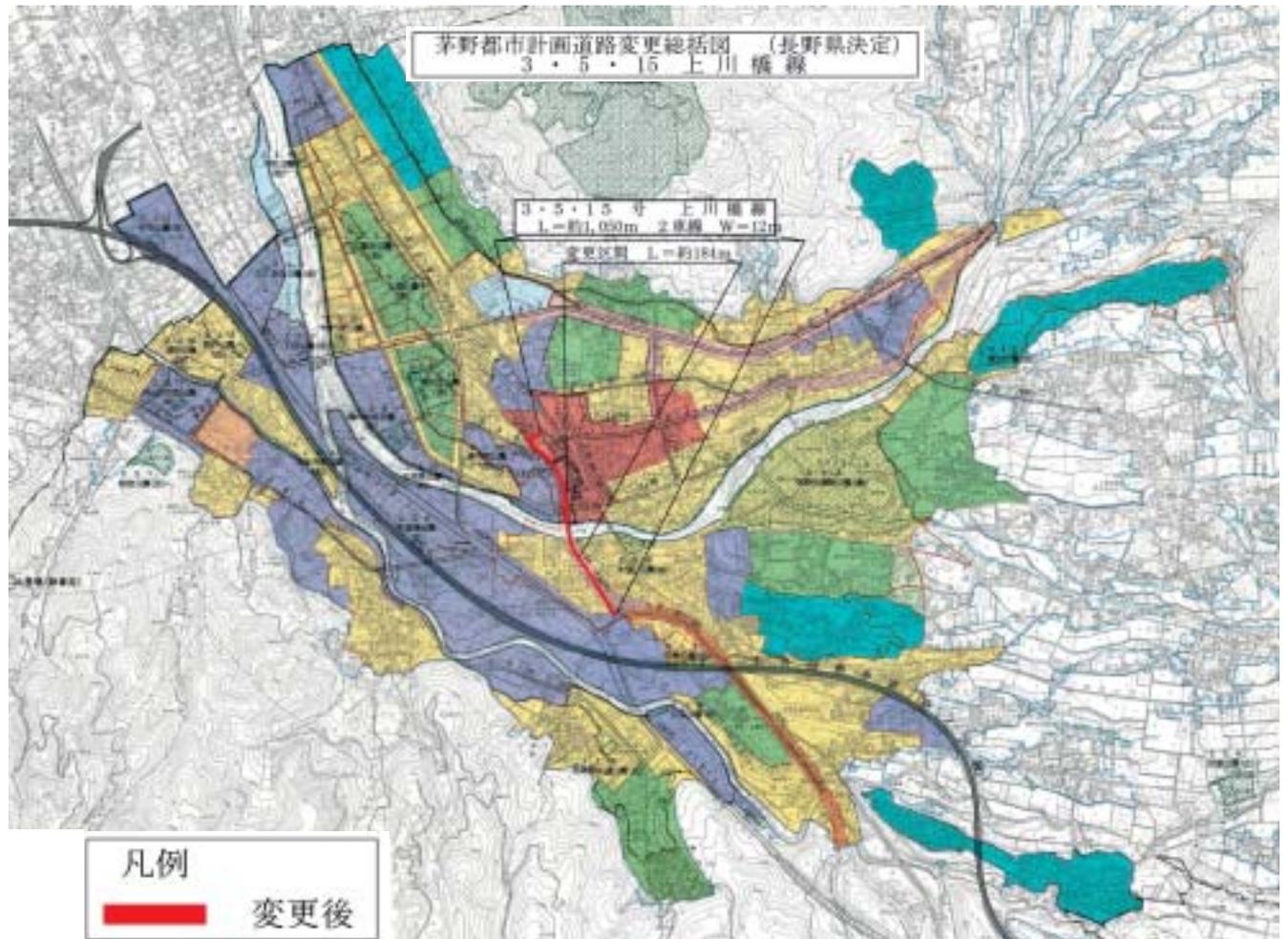
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙素案)



(第2号様式)

(別紙様式)

(受付日時: 月 日 時 分)

公 述 申 出 書

(整理番号)

茅野都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次の
とおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月22日

長野県北信地方事務所長 窪 田 修 治

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

カラー複合機(附属機器及び用紙以外の消耗品を含む。)一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年5月1日から平成29年4月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

中野市大字壁田955

長野県北信地方事務所農地整備課

(5) 入札方法

複写1枚当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未

満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
 (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入をする物品等のアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）に関し、常時技術者と連絡がとれ、原則1時間以内に到着し、不具合等に対応する体制が整備できる者であること。

(6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市大字壁田955
長野県北信地方事務所農地整備課
電話 0269 (23) 0211

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年4月10日(火) 午前10時

イ 場所 長野県北信合同庁舎 202・203号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年4月3日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北信地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

農地整備課

公告

南相木村による南相木地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月22日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

1 土地改良事業の名称

元気な地域づくり交付金

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成19年7月19日

3 土地改良事業を行った者の名称

南相木村

4 事務所の所在地

南佐久郡南相木村3525番地1

5 工事着手年月日

平成19年10月12日

6 工事完了年月日

平成23年3月7日

農地整備課

公告

小諸市による小諸西部地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月22日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

1 土地改良事業の名称

中山間地域総合整備事業

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成18年3月29日

3 土地改良事業を行った者の名称

小諸市

4 事務所の所在地

小諸市相生町3丁目3番3号

5 工事着手年月日

平成18年7月20日

6 工事完了年月日

平成23年6月6日

農地整備課

公告

埴科郡坂城町による中沢地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月22日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

1 土地改良事業の名称

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 中沢地区

- 2 土地改良事業の施行について同意年月日
平成20年7月30日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
埴科郡坂城町
- 4 事務所の所在地
埴科郡坂城町大字坂城10050番地
- 5 工事着手年月日
平成20年10月21日
- 6 工事完了年月日
平成23年5月31日

農地整備課

公告

下水内郡栄村による中野地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成24年3月22日

長野県北信地方事務所長 窪田修治

- 1 土地改良事業の名称
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成20年5月13日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
下水内郡栄村
- 4 事務所の所在地
下水内郡栄村大字北信3433番地
- 5 工事着手年月日
平成20年9月9日
- 6 工事完了年月日
平成21年11月30日

農地整備課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成24年3月22日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

| | | |
|------|-------------|----------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 宮島設備 | 上田市本郷610番地1 | 平成24年 3月14日 |

企業局

公告

平成24年度長野県警察官採用試験（A）（平成24年10月採用）及び長野県警察官採用試験（A）（平成25年4月採用第1回）を次のとおり行います。

平成24年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

- 1 試験の対象となる職
長野県巡査の職
- 2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験の名称 | 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|---------------------------------|------|--------|--|
| 長野県警察官採用試験（A） （平成24年10月採用） | 男性 | 20人程度 | 警察法にのっとり、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。 |
| | 女性 | 5人程度 | |
| 長野県警察官採用試験（A） （平成25年4月採用第1回） | 男性 | 60人程度 | |
| | 女性 | 15人程度 | |

- 3 受験資格

(1) 年齢等

| 試験の名称 | 試験区分 | 年齢等 |
|---------------------------------|------|--|
| 長野県警察官採用試験（A） （平成24年10月採用） | 男性 | 昭和57年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成24年9月30日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。） |
| | 女性 | 昭和57年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成24年9月30日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。） |
| 長野県警察官採用試験（A） （平成25年4月採用第1回） | 男性 | 昭和57年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成25年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。） |
| | 女性 | 昭和57年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成25年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。） |

(2) この試験を受験できない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

- 4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法

| 試験の方法 | 試験の内容 |
|-------|--|
| 教養試験 | 公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験 |

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験

験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

2 教養試験は、出題数50題です。

3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び基準

試験の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。この基準を満たす者の中から得点の高い順に合格者を決定します。

| 試験の方法 | 配点 | 基準（合格判定の必要最低基準） |
|-------|------|---|
| 教養試験 | 400点 | 正答率3割6分（144点）。ただし、平均正答率が3割6分に満たない試験区分にあっては、当該試験区分の平均正答率 |

ウ 日時及び場所

(7) 日時

平成24年5月13日（日） 午前9時

(4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

なお、試験会場については、長野県警察本部長が指定します。

| 試験地 | 試験会場 |
|-----|--|
| 長野市 | 長野県庁講堂 （長野市大字南長野字幅下692-2） 北信運転免許センター （長野市川中島町原704-2） 長野県社会福祉総合センター （長野市若里7-1-7） |
| 松本市 | 松本勤労者福祉センター （松本市中央4-7-26） 信州大学全学教育機構 （松本市旭3-1-1） |
| 東京都 | 東洋大学白山キャンパス1号館 （東京都文京区白山5-28-20） |

エ 第1次試験合格者の発表

平成24年5月下旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/siken/siken.htm>

<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>

(2) 第2次試験

ア 方法

| 試験の方法 | 試験の内容 |
|-------|-------------------------|
| 論文試験 | 一般的事項についての論文試験 |
| 口述試験 | 個別面接による試験 |
| 適性検査 | 警察官として職務遂行上必要な適性についての検査 |
| 体力検査 | 瞬発力等についての5種目の検査 |

イ 配点及び基準

各試験・検査の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、不合格となります。

| 試験 | 配点 | 基準（合格判定の必要最低基準） |
|------|--------|--|
| 論文試験 | 150点 | 60点 |
| 口述試験 | 750点 | 375点 |
| 適性検査 | | |
| 体力検査 | 100点 | 44点。ただし、20mシャトルランを含めて4種目以上を受験し、20mシャトルランが8点以上であり、かつ、8点に達しない種目が2種目以上ないこと。 |
| 合計 | 1,000点 | |

ウ 日時及び場所

平成24年6月上旬から中旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び次の身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づく検査を行います。

| 身体的条件 |
|----------------------------------|
| 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 |
| 色覚は職務遂行上の支障がないこと。 |
| 関節等に職務遂行上の支障がないこと。 |

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に最終合格者を決定します。最終合格ラインに同点者がいる場合は、口述試験の得点の高い順に決定し、口述試験も同点の場合は、第1次試験の得点の高い順に決定します。

最終合格者については、平成24年7月上旬に、本人に通知するほか、受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/siken/siken.htm>

<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 採用は、長野県警察官採用試験（A）（平成24年10月採用）については原則として平成24年10月1日、長野県警察官採用試験（A）（平成25年4月採用第1回）については原則として平成25年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 給与等

給料表は、警察職給料表が適用され、現行の初任給の月額（給料月額に地域手当を加えた額）は、約203,800円です。

給与改定等がある場合は、この額と異なる額となります。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。

このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

8 受験手続

持参、郵送等又はインターネットのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

(1) 持参又は郵送等による申込みの場合

ア 受験申込書の交付

(7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ (<http://www.police.pref.nagano.jp/>) からダウンロードすることもできます。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

(4) 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の角形2号(240ミリメートル×332ミリメートル)の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課(〒380-8510:長野県警察本部専用郵便番号 所在地:長野市大字南長野字幅下692の2)まで送付してください。

イ 申込方法

(7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は長野県内の警察署へ提出してください。

(4) 受験票の所定欄に50円切手を必ず貼り(インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に郵便はがきを必ず貼り)、宛先を明記してください。

(9) 郵送等による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

ウ 受付期間

受付期間は、平成24年3月22日(木)から4月18日(水)までとし、郵送等による申込みの場合は、消印等により4月18日(水)までに差し出したことが分かるものに限り受け付けます。

ただし、日本国外からの郵送によるものは、4月18日(水)までに到着したものに限り受け付けます。

エ 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、5月8日(火)までに受験票が到着しない場合は、警察本部警務課警察職員採用センター(026-233-0110 内線 2631~2634)へ連絡してください。

(2) インターネットによる申込みの場合

ア 申込方法

(7) インターネットホームページ (<http://www.police.pref.nagano.jp/>) に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続を行ってください。

なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷(A4判)のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(4) 手続の概要

a 「ながの電子申請サービス」へ申請者情報登録を行い、ID等の発行を受ける。

b 「ながの電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行う。

c ウの受験票を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票をダウンロードし、印刷する。

イ 受付期間及び受付時間

受付期間は、平成24年3月22日(木)0時から4月16日(月)24時までです。持参又は郵送等による場合より早く締め切ります。また、受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止することがあるので、注意してください。

ウ 受験票の交付

5月上旬に受験票を交付する旨の電子メールを送信する予定です。受信後に受験票をダウンロードし、印刷してください。受験票には、第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、5月8日(火)までに電子メールが到達しないときは、警察本部警務課警察職員採用センター(026-233-0110 内線 2631~2634)へ連絡してください。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 開示請求することができる記録情報及び開示請求できる人

| | 開示請求することができる記録情報 | 開示請求できる人 |
|--------|---|----------|
| 第1次試験 | 第1次試験(教養試験)の点数及びその順位 | 受験者 |
| 第2次試験等 | 1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験、口述試験及び体力検査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位 | 第2次試験受験者 |

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課警察職員採用センター(電話:026-233-0111 内線 2631~2634)又は長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線 4233)に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

教養試験の出題分野

| 試験の方法 | 出題分野 |
|-------|---|
| 教養試験 | 知識分野-社会科学 人文科学 自然科学 知能分野-文章理解(英語を含む) 判断推理 数的処理 資料解釈 |

人事委員会事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月22日

長野県企業局南信発電管理事務所長

小 松 敬 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度発電所水力設備巡視点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約日から平成25年3月25日まで

(4) 履行場所

伊那市高遠町ほか

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 主任技術者として、次のいずれかに該当する者を配置できる者であること。

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第4号又は第5号に規定するダム水路主任技術者免状の交付を受けている者

イ 入札説明書に示す学歴又は資格及び実務の経験を有する者

(6) 水力発電所水路工作物の設置工事、改修工事又は点検作業の実績を有する者であること。ただし、公共機関等から発注された工事又は業務を元請けし、平成8年4月1日から公告日の前日までにしゅん工若しくは完了した工事又は業務に係る実績に限ります。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

伊那市狐島3802-2

長野県企業局南信発電管理事務所 総務課

電話 0265 (72) 6121

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年4月11日（水） 午前10時

イ 場所 長野県企業局南信発電管理事務所 2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年4月4日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

企 業 局